

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十二第

行發日一月九年五十大

論叢

消費税に於ける砂糖税の地位教授 法學博士 神戸 正雄
 徳川幕府の財政について教授 經濟學博士 木庄 榮治郎
 酒税の轉嫁を論ず助教 法學士 汐見 三郎

時論

英國炭坑國有問題教授 法學博士 河田 嗣郎
 輸出信用保險制度創定の提案教授 經濟學博士 小島 昌太郎

說苑

農奴解放後に於ける露西亞の土地問題經濟學士 吉川 秀造

雜錄

英吉利の商工立國政策助教 經濟學士 八木 芳之助
 造船船工場に於ける公傷率彦根高等商業學校 教授 經濟學士 岡崎 文規
 獨逸の労働者銀行經濟學士 楠見 一正
 失業と物價の變動經濟學士 菊田 太郎

法令

林業共同施設獎勵規則・自作農創設維持補助規則・乳肉卵共同處理獎勵規則

（禁轉載）

輸出信用保險制度創定の提案

小島 昌 太 郎

一 緒 言

我國の現状に於て、輸出貿易の發展を計る必要あることは、もはや何等の説明を竣たすして明かなる所である。我國は天與の資源があまり豊富でないのに、人口の頗る稠密な國柄であるから、國內の物資は國民の生活に多く充てなければならず、その關係から見ても、輸出能力が豊富であるとはいへない。併し、又我國には特有の生産條件の下にある産業もあることであるから、この方面に於ては、尙ほ輸出能力を剩す譯であり、又原料を海外に抑ぐことによりて工業製品の増産をなし、その海外輸出も可能なる所である。我國に於ける輸出の資源は、この二つの産業方面に求むるの外はない。従つて輸出貿易の發展のためには、特に適正なる獎勵助成政策を必要とするのである。自然のまゝに放任しては、今後は輸出の大發展は殆ど望み得ないであらう。

輸出獎勵制度としては種々なるものが考へられる譯であり、現に我國に於ても種々なるものが

存在する。私が今こゝに提案する所の輸出信用保險制度といふものは、我國に於ては未だ考案せられたことのないもので、最近に獨逸政府がその輸出促進政策として、經濟省に於て立案したのである。

二 輸出貿易と海上保險及び信用保險

海外貿易と保險とは、元來、頗る密接なる關係をもつもので、貿易は保險若くは保險類似制度がなければ、殆ど行ひ得ざるものといつてもよい。現に、保險の元祖といはるゝものは海上保險であるが、そのまた原始的形態たる冒險貸借は、古代に於ける海商國民の如何なるものにも行はれたものといはれ、殆ど貿易とその起源を同うするものと見てもよい。併し乍ら、海上保險は、今日の發達したる形式に於ても、その引受くる所の危険の種類は、主として航海運送に關する事柄に關はり、然らざる場合に於ては有形の物的損害に關するものに止まつて居る。航海運送に關する事柄に關しては、或は運貨であるとか或は希望利益であるとか、かゝる有形の物的損害以外のもの、損害填補を引受くるけれども、航海運送以外の事柄については、海上保險は、有形の物的損害でなければ、その損害填補を引受けて居ない。今日の海上保險の實際はさういふ風になつて居る。

然るに、海外貿易に於て、その取引の實質に危険を及ぼすものは、固よりこの海上保險者が引受くる種類のものばかりに限られてゐるのではない。取引の相手方たる輸入商の信用、即ち輸入商の代金支拂能力の變動、又はその支拂ひを不能ならしむる事情の發生などは、海外取引の實質を危険ならしむる所の他の一つの主要なるものである。尤も、かゝる取引危険は、國際貿易の發達に伴つて次第に減退し、平時に於ては、主要文明諸國間の取引に於ては、當事者が相當の注意をさへ拂へば、殆ど憂ふるに足らざる程度になつて居る。殊に今日殆ど總ての海外取引は信用狀及び荷爲替によりて行はるのであるから、輸入商の支拂能力は銀行の調査によつて相當信頼し得る程度に判明して居るのみならず、銀行の信用によつても亦或程度まで保障せられて居る。故にかゝる方面の輸出取引は、信用保險がなくともその發展が阻害せらるゝことはないであらう。

併し乍ら、かくの如き貿易の安定は、販路の既に確定的のものとなつて居る地方ごの平常時に於ける事柄である。さう云ふ方面や種類の貿易では、その増進は甚だ遅々たるもので、大發展などとは到底望み得ざる所である。新らたなる販路を、文明國以外の、輸出商としては殆ど未知の世界に、開拓してこそ、海外貿易の眞の發展を期待し得るのである。そしてかゝる海外貿易に於ては、平常時に於ても、永年取引關係ある文明諸國の得意ごの取引に比べて、支拂が不完全又は不能に陥るの危険あるは云ふまでもない。故に、かゝる方面に於ける輸出は、うまく成功すれば大

發展の望もある代りに、また冒險的性質を有することも否定することを得ない。

更に、現今の如く、世界的に社會生活の不安なる時代には、何時、輸入國に於て、經濟界が異常の變動を惹起したり、又は戦争、内亂、革命などが生じないとも限らない。然る場合には、相手が文明國の商人たると未開國の商人たるとを問はず、その支拂若しくはその受領を不能ならしむることなきを保し難い。この形勢も亦貿易發展上の一大障礙である。

これらの未開地方に對する輸出に附隨する危険、並びに一般的非常事變に伴ふ危険に對して輸出商を保護し、これらの事柄より蒙る所の損害を救済し得るの制度を立つことは、貿易の發展を計るの必要ある國にとりては、怠るを得ざる所である。併し又他方に於ては、輸出商の保護があまりに全きときは、却つてそれがため海外貿易の健全なる發達を害するの弊害を伴ふの虞あるを見逃し難い。輸出信用保險の制度は、貿易商に對し上述の危険に對し保護を與ふると共に、又取引に對する緊張したる態度をも失はしめざるもので、貿易の健全なる發展を助長するに甚だ適する制度である。私は、この制度に對し我國民が十分なる考慮を拂はんことを望むものであるから、こゝに、獨逸の聯邦經濟省が立案したるこの輸出信用保險の制度、即ち謂はゆる Exportcreditversicherung の計畫に基いて、この保險制度を説明しやうと思ふ。¹⁾

1) Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, 26. Band, 2. Heft, April 1926. S. 46 に聯邦經濟省の案があり、同じ號に Lautenbach の Die Export-Kreditversicherung als volkswirtschaftliches Problem といふ

三 輸出信用保險制度の機關

獨逸聯邦經濟省の發表したる輸出信用保險制度計畫書に従へば、聯邦政府は、壹千萬馬克（10 Millionen Reichsmark）を、この保險の基金として支出し、これによつて、「この保險の制度がなければ、獨逸國民經濟より失ふことゝなると豫想せらるべき輸出を、〔失ふことなくして寧ろ實行〕可能ならしめ、従つて又獨逸の勞働力〔勞働者〕を一層大なる程度に於て就業せしむるの目的を達することゝなる様な輸出保險」を成立せしめんとするのである。

併し乍ら、この輸出保險に於ては、政府が輸出信用危險の全部を保險せんとするのではない。「この壹千萬馬克並びに以下述ぶる所の諸條件に於て政府の收納する保險料〔積立金〕を以て、輸出貿易商及び民間信用保險會社との共同に於て、政府は輸出危險の一部分を負擔せんとする」のである。即ち政府は、民間の信用保險會社をして、直接に輸出商との保險取引の衝に當らしめ、その會社の取扱ひたる保險につきて、その危險の一部分のみを政府が引受くるのである。故にこの輸出信用保險制度は、政府と民間保險會社との共同事業である。而して、政府と、この輸出信用保險に参加する民間の信用保險會社との間には、この保險制度の趣旨に従ひたる所の一般的契約が締結せられるのは言ふまでもない。

この保險は、民間保險會社との共同事業であるとは云ふものゝ、民間保險會社が、之に参加するについては、その會社に對し、後に述ぶる所の再保險につき、政府が適當と認むる所の再保險者が又之に共同することを要するのである。即ち「聯邦〔政府〕は、信用保險會社が上述の輸出信用保險に参加するについては、政府基金に對する損害超過についての再保險者の引受責任説明書の提出を之に要求するの權利を留保する。」

經濟省の案によれば、この保險のため、特別の機關を設けることなく、經費節約のため柏林の *Hermes Kreditversicherungsbank A. G.* に輸出信用保險所 (*Export-Kredit-Versicherungs-Stelle*) を設け、之に、この保險についての保險者及び再保險者の代表者と政府代表者とが勤務して、共同事務をさるのである。この保險所は、若し地方關係者の要望があるならば、ハンブルク及びフランクフルト・アム・マインにも、之を設ける。而して、日常事務の處理を速かにするために、必要ある場合には、實行小委員が設けられる。

この保險所に於ける委員會が、輸出信用保險實施機關であつて、委員會は、「政府がこの保險のために設定したる基金が、その本來の目的のために、且つその目的に適合する方法に於て、用ゐられて居るかどうか、この保險に於て引受けたる責任の程度が、常に基金及び保險料積立金に對し正當なる關係に於て存するかどうかを監視するものであり、其外、危險の検査及び管理をな

し、保険料率の決定をもするのである。」また、「委員會は、この輸出信用保険が、或る一つの輸出商に對して、過當に多くの、又は割合に多くの引受けをなさることに留意せねばならぬ。」

四 危險負擔の割合

右に述ぶるが如く、この輸出信用保険に於ては、政府は、その保険基金の設定者であるけれども、そが引受くる所は、輸出危險の一部分であつて、一つの輸出取引に於ける危險は、之を三分して、政府と、信用保險會社と、輸出商自らとが、各々その一を負擔するのである。即ち特別の場合を除き、普通の輸出取引に對しては、「輸出商自身に於て、その危險の三分の一を、信用保險會社がまた三分の一を、さうして政府が残りの三分の一を負擔する。」

輸出商の三分の一自己保險は、原則的割當であつて、輸出取引の性質と種類によつては、之れ以上の自己負擔をせねばならぬ。「信用保險會社は、……事情によりては、通常の場合に於けるよりも、貿易商自らの負擔となるべき危險部分につき、大なる程度又は強き形式——例へば、第一回の危險は、之を貿易商自らの負擔とするが如き——を定むることが出来る」。即ち、この保險に於て、六ヶ月期限の信用が正規の期間であるとするならば、これよりも永き期間の場合、又は特に危險なる事情の下にある國への輸出の場合、或は又、特殊の商品にして、その賣買

利益が、通常、その危険を貿易商自らが負擔して差支なきものなる場合などに於ては、輸出商の自己保険の割合又は方法を特別に定むることが出来る。

輸出商をして自己保険をなさしむるを要件としたるは、その輸出取引を慎重に行はしめ、輸入商の支拂不能の危険の不當なる増加を避くるの趣旨に出づるものなるは言ふまでもない。即ち、この輸出信用保険に於て若し損害全額即ち危険全部の引受けをなすときは、輸出商はその取引を輕率に締結し、相手方たる外國輸入商の信用調査を粗瀆にして、不當にこの保険の負擔を加重するのみならず、貿易の眞の發達を阻害するの結果となるからである。故に、この輸出信用保険に於ては、「如何なる場合に於ても、保険契約者は、この保険の目的とする所の損害が、現實に發生したる場合には、その輸出より期待する所の賣買利益を失ふこととなるのみならず、更に相當の程度に於て損失を蒙ることとなる様に、自己負擔の危険の程度及び種類が定められねばならぬ。」輸出商は、自己負擔の危険部分につき、之を他の信用保険者の保険に附することは出来ない。

五 危険の種類と政府の填補責任

この輸出信用保険に於ては、危険を二つの種類に分つ。その一は普通危険であつて、それを單に Risiko とす。債務者たる輸入商が取引代價即ち爲替手形の支拂を履行せざることがこれ

ある。

その二は非常危険であつて、之を特に *Katastrophenrisiko* といひ、「戦争、動亂、革命、地震、又は支拂讓渡停止の國家干渉の結果として、外國の輸入商が、その債務を履行することの不能となりたる事實」を以て、さう見做すのである。之は謂はゞ實質的非常危険である。

輸出信用保險は、この二種の危険につき、之が引受けをなすのであるが、それは輸出貿易の性質上、常に、手形の支拂に關して存するものである。而して獨逸經濟省の案によれば、「手形が事實上既に引受けられて居る取引か、又は外國に於ける商品の買手の支拂無能力の理由を以て、その引受けが拒絶せられるでもあらう様な取引についてのみ、この保險を行はんとする」のである。

この保險が引受くる危険の實質上の分類は右の二つであるが、この外に、この信用保險制度に於ては形式的非常危険ともいふべきものを認めて居る。即ちそれは「聯邦〔政府〕と信用保險會社との關係に於ては、更に、各保險會社がその一年間に於ける總損害填補支拂金（支拂濟損害填補金及び未拂損害填補金の合計）が、その年に於ける總保險料收入（既收保險料及び未收保險料の合計）の二五〇%以上に達したるとき、又は二ヶ年引続き、各年總損害填補支拂金がその年の總保險料收入の一〇〇%以上にして且つ少くともその二年の平均に於て一二五%を下らざるときは、之を非常危険と見做す。」

政府の填補責任の範圍は、普通危險に對しては、その負擔部分たる所の、三分の一である。そしてこの普通危險に對しては、信用保險會社も亦その負擔部分たる三分の一を支拂ひ、輸出商自らが残りの三分の一を負擔するのである。併し、非常危險に對しては、信用保險會社の負擔部分たる三分の一は、政府に於て之を負擔するのである。故に、——經濟省案の記述には、この點積極的に明記せられて居ないが——非常危險に對しては、信用保險會社は損害填補の責任なきことゝなる、といふ結果となる。

右の如く、政府は普通危險についてはその三分の一、非常危險については三分の二の填補責任を負擔するけれども、之は各個の保險についての責任限度であつて、この保險制度の全體については、政府の損害填補責任は、總額に於て、上述の一千萬馬克基金と、さうして保險料積立金とを以て限度とするものである。この限度を超わたる損害額に對しては、政府は填補の責に任せない。

この政府の、全體としての、填補責任の限度を超ゆる危險部分については、信用保險會社も亦勿論これが填補責任を有するのではない。併し乍ら、信用保險會社は、輸出商と銀行との利益を考へて、この部分について再保險を附ける。この再保險に於ては、政府の壹千萬馬克基金及び保險料積立金を以て填補し得ざる損害について、再保險者は、信用保險會社又は政府に對しては

なく、直接に、輸出商又は銀行に對して填補責任を負擔するのである。

この超過損害に對する保險は、經濟省案に於ては、右の如く、再保險即ち Rückversicherung なる文字が用ゐられて居るけれども、その責任は元受保險者に對しては、輸出商又は銀行に對し直接に負擔するものであるから、實質上再保險ではない。むしろ謂はゆる責任保險即ち Haftpflichtversicherung である。併しこゝでは姑く經濟省案の用語に従ふ。

再保險者は、右に述ぶるが如く、政府の壹千萬馬克基金及び之に添附したる保險料積立金が支拂盡されたる曉に於て、初めてその責任が開始するのである。故に再保險責任は、基金と保險料積立金の事實上の状態如何に關聯するものである。けれども、再保險者は、自己の責任の開始するや否やを確定するため、政府に對して、その基金に、填補金二重支拂による返還請求の金額及び未收保險料が、加算せらるべきことの要求を、なすことが出来ないことになつて居る。その代り、返還金及び未收保險料を政府が受領したるときは、再保險者の負擔したる責任の範圍内に於て、これらは彼に歸屬することゝなり、かゝる收入によつて基金を再び作り上げることは、再保險者の上述の關係に於ける請求金額が悉く充足せられたる後に初めて行はるのである。

六 保險料及びその分配

保險料の率は、三ヶ月乃至四ヶ月の手形に對しては、その保險金額の二%となす豫定であるが、特に危険なる事情の下にある國宛のもの、若しくは好ましからざる種類の危険に對しては、その率を三%まで高めることが出来る。

この二%と三%との間に於て、その率を如何に定むるかは、申込を受けたる民間信用保險會社が、その輸出取引の實情を調査して一應決定し、之を、後に述ぶる委員會に提議し、委員會に於て最終決定をなす。

かくて、この保險料は申込の承諾をなしたる民間信用保險會社に拂込まれるのであるが、それは次の如くに分配せられる。即ち二%(若しくは三%)の全保險料のうち、その四分の一(若しくは三分の一)は、非常危険に基く損害填補のための國家積立金に充てられ、殘額の三〇%は、信用保險會社の費用、即ち保險の獲得、調査、管理等の費用(拒絶したる保險申込調査費用をも含む)及び代理店費に充てられ、その殘額は、之を折半して國家と保險會社が各々收得する。即ち今、之を通常の場合を例にとつて説明すれば、次の如くなる。

輸出取引金額(保險價額).....	三〇,〇〇〇	馬克
その保險金額.....	二〇,〇〇〇	
保險料二%.....	四〇〇	

非常事變損害填補準備金として國家へ收納.....	一〇,〇〇〇	馬克
信用保險會社の保險費用充當.....	九〇	

(右の非常事變損害填補準備積立部分を控除したる)

殘額の三〇%

支拂準備金として國家へ收納……………一〇五

(右記二費目控除殘額の半分)

支拂準備金として信用保險會社へ收納……………一〇五

(同右)

計

四〇〇

但し右の非常事變損害填補準備金に充てらるゝ保險料(この例の場合に於ては一〇〇馬克)のうち、六〇%(この例の場合に於ては六〇馬克)は國家之を保留し、四〇%(この例の場合に於ては四〇馬克)は國家の壹千萬馬克基金缺乏の際に於ける支拂責任を引受けたる再保險會社の收納する所となる。

七 保險加入の手續

保險加入の手續きは、貿易商が、この輸出信用保險取扱ひの認可を受けたる民間の信用保險會社に對し、規定の申込用紙によりて、加入の申込をなすのである。然るときは、申込を受けたる信用保險會社は、次の手續を行ふ。

- (1) 信用保險會社は、申込をなしたる輸出商が、その貿易事務につき特別の經驗を有するや否

を正規のものより變更することが出来る。併し、保険契約者は右の如くにして定められたる自己負擔の危険部分につき、他の信用保険者の保険に之を附することは出来ない。このことは前にも述べたる所である。

(ホ) 保険加入の申込を受けたる信用保険會社は、右に述べたる手續を行ひたる後、自己の意見を附して、その申込書を委員會に提出し、且つそれと共に保険料算定に関する見積りをも提出する。委員會はこの見積りを提出したる信用保險會社の意見を聴取したる後、申込まれたる保険を引受くべきか否かを決定する。この決定は最終的のものである。委員會が申込まれたる保険を引受くべきものと決定したるときは、申込を受けたる民間の信用保險會社が之を承諾し再保険者と共に保険契約者と保険契約を締結する。

(ヘ) この輸出信用保險なるものは、輸出取引の支拂を保障し、之によりて輸出商をして、資金融通の便宜を受けしむる所にその效用を認むべきものである。故にこの保險に於ては、輸出商が保險證券を資金融通の基礎、即ち手形割引の基礎とするを以て通例と見做すべきである。故に申込の承諾をなしたる民間保險會社は、再保険者と共に、希望によりては、割引銀行宛に保險證券を發行することが出来る。併し普通の場合に於ては、この信用保險を輸出代金の割引の基礎として利用せんとする保険契約者自らが、保險證券を受領し、之を爲替手形と共に銀行に交付する。

や、特に、その輸出商は、輸出注文の履行につき、取引上並びに資力上の保證を與へたるや否や、を調査する。

(ロ) 信用保險會社は、更に必要ありと認むるときは、海外に於ける輿信所、銀行、商業會社につき、各種の報告を蒐集し、若しくは獨逸國內の輸出商又は輸出工業會社に問合せをなす。更に事情によりては、その取引の注文をなしたる海外の輸入商が、注成品の支拂につき適當なる能力を有するものなるや否やを、當該國の信用保險會社に問合せをなし、之によりて當事者の信用程度の取調べをなす。

(ハ) 申込をなしたる輸出商と其の相手方たる輸入商とが、豫てより古き取引關係あるものなる場合には、信用保險會社は、その輸入商が從來の取引決済につき正確に債務を履行したるや否やを調査するため、輸出商をして、彼等相互の間の取引計算書を提出せしめる。

(ニ) 信用保險會社は、保險契約者に對し、その必要と認むる保險料率を以て契約するのであつて、又事情によりては、通常の場合に於けるよりも、貿易商自らの負擔となるべき危險部分を、前に述べたるが如く、正規の三分の一よりも大きく定むることが出来る。政府も亦その壹千萬馬克基金の狀態及び之を基礎として發行せられた保險證券の狀態より見て、既にその基金が填補準備金として不十分なること明かとなりたるときには、又、保險契約者の自己負擔となる危險程度

を正規のものより變更することが出来る。併し、保険契約者は右の如くにして定められたる自己負擔の危険部分につき、他の信用保険者の保険に之を附することは出来ない。このことは前にも述べたる所である。

(ホ) 保険加入の申込を受けたる信用保険會社は、右に述べたる手續を行ひたる後、自己の意見を附して、その申込書を委員會に提出し、且つそれと共に保険料算定に關する見積りをも提出する。委員會はこの見積りを提出したる信用保險會社の意見を聴取したる後、申込まれたる保険を引受くべきか否かを決定する。この決定は最終的のものである。委員會が申込まれたる保険を引受くべきものと決定したるときは、申込を受けたる民間の信用保險會社が之を承諾し再保險者と共に保険契約者と保険契約を締結する。

(ヘ) この輸出信用保險なるものは、輸出取引の支拂を保障し、之によりて輸出商をして、資金融通の便宜を受けしむる所にその效用を認むべきものである。故にこの保険に於ては、輸出商が保險證券を資金融通の基礎、即ち手形割引の基礎とするを以て通例と見做すべきである。故に申込の承諾をなしたる民間保險會社は、再保險者と共に、希望によりては、割引銀行宛に保險證券を發行することが出来る。併し普通の場合に於ては、この信用保險を輸出代金の割引の基礎として利用せんとする保険契約者自らが、保險證券を受領し、之を爲替手形と共に銀行に交付する。

輸出信用保險所は、これにより、保險證券を基礎とする所の割引の行はれたることの通知を受くることとなる。

前に述べたるが如く、この保險に於ては、輸出商の自己保險は、少くとも、危險の三分の一を以て普通とするから、荷爲替取組の場合に於ける保險證券は、最高の程度、爲替額而金額の六割六歩三分の二に止まる。

(ト) 信用保險會社が、この輸出信用保險の引受けをなすについては、自社の締結したると他社の締結したるとを問はず、他の保險契約と之を關聯せしめてはならぬ。また、之と同じく、信用保險會社は、他の保險の引受けをなすに當り、それをこの輸出信用保險の締結と關聯せしめてもいけない。更に、信用保險會社は、この輸出信用保險の本質と何等關係なき事柄を以て、附隨的條件として、この保險に負課することは出来ない。

八 保險金の支拂

保險者の保險金支拂の責任は、通常の場合に於ては、輸出手形引受後、十ヶ月以内に、支拂が拒絕せられ、且つ之に關聯して法的手續が實行せられたるとき、又は輸出商と信用保險會社と銀行との三者の合議により定めたる其他の方法——例へば、領事、又は海上保險代理店の報告——

によりて支拂要求の到底貫徹し得ざることが確定したるときに、初めて生ずるものである。

これらの事項に關し、その諸條件が具備せるや否やにつき争を生じたるときは、仲裁々判所之を審判す。各當事者は仲裁々判所に對し各一名の代表者を指名し、之が議長は此目的のために輸出信用保險所の特に任命したる常任代表者之に當る。

保險期間を十ヶ月以上に延長することは輸出商、保險會社及び銀行の間に於て、協議調ふときは許容せられ、又この延長は豫め之を定むることを得、後に至つて追認することも出来る。

保險者の銀行への支拂は、輸入商の支拂拒絶の時より、若しくは支拂不能決定のために輸出商、保險者、銀行の三者が採用したる標準的事實の發生の時より、六ヶ月以後に五〇%、更に三ヶ月以後に二五%、更に三ヶ月以後に二五%といふことを約定し、この割合に従つて行はれる。

この保險が、手形割引のために利用せられない場合に於ては、填補金は保險者より直接に輸出商へ支拂ふこととなるのであるが、その場合に於ける支拂の時期は、一般の保險約款に従つて之を決定する。

保險者の填補金支拂の責任を決定することとなる所の通告が與へられざるときは、保險者は何等の責任を負ふことなく、輸入商の支拂不履行に關する事柄につき裏書銀行は單に、輸出商と手形引受人とを相手方として處理を行ふこととなる。

九、獨逸に於ける一般の信用保險事業

獨逸聯邦經濟省に於て立案したる輸出信用保險制度は右に紹介したるが如くである。輸出獎勵策としてかゝる制度が考案せらるゝに至つたのは、獨逸に於ては既に一般の信用保險が相當に行はれて居るといふ基礎があるからである。故にこゝに獨逸に於ける一般の信用保險事業に對し一瞥を與へなければならぬ。

信用保險即ち *Kreditversicherung* といふものは、保險學上の用語としては、債務者の支拂拒絕又は不能による損害に對する保險である。併し乍ら、世俗に於ては、信用保險の名の下に被備者の過失若しくは不正行爲による損害に對する保險をも、之に含ましむることがある。併しこれは固有の信用保險と區別せらるべきもので、別に *Kautionsversicherung*, *Bürgschaftsversicherung*, *Garantversicherung*, *Unterschlagungsversicherung*, 又は *Veruntreuungversicherung* などはれる。こゝに述べたる輸出信用保險は、輸入商たる債務者の支拂拒絕又は不能による損害に對する保險であるから、固有の信用保險に屬し、その特殊なるものである。

今日、獨逸に於て、一般の信用保險を營業とする會社は八社ある。そのうちの最大なるものが、この輸出信用保險制度に於て國家機關に代位するものと豫定られたる *Hermes Kreditversicher-*

ungsbank A. G. である。この會社は一九一七年の設立にかゝる比較的新しいものであるが、一九二四年末の状態は、資本金四、〇〇五、〇〇〇馬克、拂込一、〇〇五、〇〇〇馬克、保険料積立金一、〇〇九、〇〇〇馬克、損害準備金二五一、〇〇〇馬克である。之は他種の保険を行ふ會社に比べて、その規模尙は甚だ大きいとはいへないが、併し一般保險會社の中にあつても、中位を占むる程度のものである。

信用保險なるものは、獨逸に於ても、その事業規模の上より云へば、各種の保險のうち、尙ほ甚だ幼稚なる状態にあるのであるが、併しそれでも、一九一四年と一九二四年との統計を比較すれば、次の如き發達を示して居る。²⁾

	一九一四年	一九二四年	
會社數	保險料收入	會社數	保險料收入
信用保險	三	八	一九二四年保險料收入の一九一四年のそれに対する割合%
	千馬克 (RM)	一〇、一一九	六一・四
保險全般	三九三	五七三	五六・七
	千馬克 (RM)	一、二四九、四九八	

一九一四年の保險料收入に比べて一九二四年の保險料收入の増加割合は、獨逸に於ける總ての種類を合計して五六・七%であり、之を各種のものについて見れば、その最大なるものは、自動車保險 (Kraftfahrzeug Versicherung) であつて、それは實に二六八三・二%といふ異數の増加

1) Reichsmark
2) Assekuranz-Jahrbuch, Band 45, 1925, S. 212, 293.

を示して居る。そして、之に次ぐものが信用保險の六一・四%で、第三位にあるものが機關汽罐保險 (Maschinen Versicherung) の三六・七・六%である。されば、信用保險なるものは、今日獨逸に於て著しき發達の道程にあるものといふことが出来る。

翻つて我國の状態を見るに、我國には未だ信用保險 (Kredit Versicherung) なるものは全く行はれて居ない。横濱火災海上保險株式會社は、信用保險業務なるものを行ふて居るが、それは用人の窃取詐欺横領の行爲による損害の保險であつて、英吉利では Fidelity Insurance といふもの、獨逸で Kautionsversicherung といふものに屬し學問上に謂はゆる信用保險ではない。

一〇 結 言

こゝに紹介したる輸出信用保險制度は、初に述べて置いた通り、獨逸聯邦經濟省が立案したるもので、未だ實施せられて居るものではない。故にその實行上の效果如何は全く未知の問題に屬し、今日、尙は賛否の批評の下に立ちつゝあるものである。私は、我が輸出貿易發展策の一として、この輸出信用保險制度なるものに、十分の考慮が拂はれんことを要望するものであるが、併し、固より上述の獨逸案そのものが、我國に適當するものと考へて居るのではない。我國の現状に於て、最も有効にこの輸出信用保險制度を行ふには、如何なる仕組のものが最も適當なるかは、

自ら別に調査研究せられねばならぬ。私は、こゝにこの一編を結ぶに當り、これより、獨逸に於て、この保險制度に對し、その本質とその國情より見て之を行ふの可否如何に關し加へられたる批評を紹介し、それを我國情に比較して、この保險制度の根本問題を決定して置かうと思ふ。

獨逸の經濟界は、戰爭によりて未曾有の大恐慌に襲はれ、今日に於ても尙ほその餘弊去らず、殊に通貨の極端なる暴落を経験したる金融市場に於ては、縱ひ短期信用には甚だ大なる供給があるにしても、長期信用は、三ヶ月六ヶ月の如きものでも、資金の供給殆ど之れなきの有様である。この點に於ても輸出貿易は阻害せらるゝの關係にある。獨逸は今日、必ずしも資本に缺乏して居るのではない。たゞ信用組織が、——資本市場及び貨幣市場の機能が——、攪濫せられたるがため、貿易資本に對する信用が缺如し、之が輸出發展に對する妨害となつて居るのである。故に今、上述の如き輸出信用保險制度が實施せられて、輸出手形に對する割引の基礎即ち輸出信用の基礎が與へらるゝならば、之によりて、貿易上の一妨害が除去せられ、輸出助長の効果を生ずるのみならず、銀行に對しても、手持資金活用用途を與へ、工業に對しては販路の獲得及び發展をなさしむることが出來、勞働者に對してはその就業を多からしむることが出來るであらう。

併し乍ら、輸出手形といつても、その信用の確實なるものは、之に對して割引を得ること必ずしも困難である譯ではない。その割引の困難なるは、信用の不確實なるものである。即ち、政治

上又は經濟上特別に不安なる状態にある國への輸出に關する手形、又は支拂能力の不確實なる輸入商宛の手形の如きものが、實際に於て、割引の困難なるものであり、従つてかゝる輸出取引に對しては、その金融信用を得ること困難なのである。今、輸出信用保險が、その之あるによりて初めて可能ならしむる輸出貿易といふものは、主としてかゝる輸出取引のことであらう。果してさうとすれば、こゝに一つの有力なる反對論がある。即ち曰ふ、世界大戰の結果として、その國富を急激に破壊し、且つ聯合側諸國に對し莫大なる經濟的負擔を荷ひ、俄に貧乏になつた獨逸が、その乏しき國民經濟の中から巨額の資金を割いて、かゝる危険なる輸出を冒險するの必要が何處にあるか、特に獨逸は既に自ら經驗したる所の經濟恐慌によりて甚だしき犠牲を拂つたのに、今又謂はゆる「非常危険」なるものを國費を以て引受け、諸外國の恐慌の分け前に敢て與らねばならぬ理由が何處にあるか、左様なことに消耗し得る國富があるならば、宜しく獨逸國民のために之を用ゆべきであらう。輸出信用保險の如きは、この理由によつて甚だ不都合なものである、と。

輸出信用保險といふものに對しては、その本質上、我國に於ても獨逸に於けると同様、一應右の反對論に對して耳を傾くる必要がある。我國は、戰爭の結果としては獨逸とは正に反對に、國富の一大膨脹を來したのであるが、併しそれが爲めに生じたる國民消費慣習の膨脹により今日

にては、既に戦時利得たる國富は全く消盡して剩す所なく、殊に明治維新以來人口の急激なる増加は、國富の相對的缺乏を惹起し、今日にては、國民の損失を賭して危險なる貿易を冒險するの餘裕なきに至つて居ることは、殆ど獨逸と選ぶ所ないからである。

既に自ら國內資源の乏しきを憂ひつゝある國が、他國のために無用の輸出を冒險するの愚なるは、固より明かなる所である。併し乍ら、また國內の資源が豊かであつて國富の大なる國であるならば、別にその輸出を發展せしめるの必要に迫はるゝものではない。人口多くして國內資源比較的少きため、貿易決済上借方に立つの傾向を避け得ざる國柄なればこそ、國民の消費を低下せしむることなくして而も貿易尻の均衡を保たしむるために、多少危險を伴ふと考へらるゝ輸出を敢てするの必要に迫はるゝのである。それは、無用の冒險にあらずして、實は必要の冒險である。而も一見冒險であるが如く見ゆる貿易も、やつて見れば案外確實性のあることも頗る多い。海外貿易の歴史を見れば、初期の輸出は或意味に於て冒險そのものに外ならなかつた。今日、國際的販路獲得競争の激烈なるの際に當り、多少の冒險を敢てなし得ずして、何處に海外輸出の發展を望み得るか。輸出信用保險制度の如きは、各個人たる輸出商をしてなるべく多數の冒險を敢てせしめ、而も國民經濟全體の上に於てその冒險の結果を最少必要の程度に止めしむる所の制度である。故に我國や獨逸の如きにありては、この保險實施の可否が問題ではなくて、如何なる仕組ど如何なる方法とで之を行ふべきか、問題たり得るだけである。

(二五・八二五)